

■第5回ドクターヘリ導入検討委員会でご議論いただきたいポイント

1. 基地病院の要件について・・・参考資料1-1

ドクターヘリの導入にあたっては、国庫補助事業の活用が必要と思われることから、国庫補助事業の定める整備基準を踏まえ、どのような要件が基地病院に必要と思われるか。

●ドクターヘリ基地病院の要件（案）について

- (1) 本県の地理的特性を踏まえ、救命救急センターを設置する地域が、当該事業目的に従い十分に効果を発揮する地域（県中央部）であること。
- (2) 救急医療用ヘリコプターについて十分な見識を有すること。
- (3) 救命救急センターの医師が直ちに搭乗することができる場所にヘリポートを有し、救命救急センター内までの導線及び患者移送の方法が確保されていること。
- (4) 救命救急センターを運営する病院が、当該事業に対して総力を挙げて協力する体制を有すること。
- (5) 救命救急センターと消防機関等との連携が従前より緊密であること。
- (6) 救命救急センターの運営に支障を来たさないこと。

2. 救急医療機関と消防機関との連携について・・・参考資料1-2、1-3

提供資料1-1、

ドクターヘリは原則として消防機関等からの要請により、出動するものであることから、出動要請基準の考え方や、ドクターヘリ導入に伴うメディカルコントロール体制の整備の考え方など、救急医療機関と消防機関との連携について、どのような方策が考えられるか。

- ・ 救急隊員への研修
- ・ ドクターヘリ導入に伴うMC体制の整備

●ドクターヘリ運営体制（案）について

- (1) ドクターヘリ：基地病院のヘリポートで待機。
- (2) 運航時間：365日 日中（季節の日没時間により異なる場合がある。）
「8：30～17：00 もしくは、日没30分前」（和歌山県 8：00～日没まで）
※但し、天候不良時（視程1,500m以下、雲高300m以下）、夜間は運航していない。
- (3) 運航地域：県内（四国他県への出動については、今後協議）
- (4) 運航スタッフ：基地病院に、運航委託会社よりパイロット、整備士、運航管理者（CS）が常駐。（*CSとは、基地病院に駐在し、消防機関、医療機関、空港事務所などの諸機関と円滑に運航するための連絡調整を行う。）
- (5) 出動：ドクターヘリ出動要請基準に基づき消防機関等から要請を受けた場合に、医師、看護師、パイロット、整備士の4人が搭乗、要請後速やかに出動。

●ドクターヘリ出動要請基準（案）について

救急現場において以下の項目のいずれかが認められるとき

- (1) 生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるとき
(意識の異常、呼吸の異常、循環の異常（冷感、冷汗）、胸痛や麻痺)
- (2) 救急現場で緊急診断処置に医師を必要とするとき
- (3) 重症患者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき
- (4) 特殊救急疾患の患者（重症熱傷、多発外傷、指肢切断等）で搬送時間の短縮を特に図るとき

3. 離着陸場の確保について・・・参考資料1-4、提供資料1-1、1-2

ドクターヘリシステムの機能を発揮するためには、ドクターヘリの離着陸場（ランデブーポイント）の確保が必要なことから、どのような方策が考えられるか。

（参考：福島県470箇所、福岡県635箇所、静岡県1550箇所）

*消防防災ヘリ「りょうま」により利用されている離着陸場：50箇所

- ・ 送り出し側の離着陸場の確保（病院（幡多けんみん、新安芸病院等）、病院外）
- ・ 受け入れ側の離着陸場の確保（高知市内）

●離着陸場（ランデブーポイント）の設定（案）について

事前に消防機関やヘリ運航会社により、確認のうえ選定を行う。

- (1) 20m四方程度の平らな場所があること。芝生やアスファルト舗装がよい。
- (2) 傾斜や凸凹の少ないところを探す。
- (3) 斜面の傾斜は最大5°まで
- (4) 15mの高さの障害物（電柱と同程度）があるときは35m四方程度の広さを確保する。
- (5) 砂埃がおきそうなところは散水する。
- (6) 救急車は着陸場所から30m以上離れて待機する。
- (7) ゴミやビニールなど風圧で飛びそうなものは押さえる、または撤去しておく。

4. ドクターヘリと消防防災ヘリの役割の整理について・・・提供資料1-1

1～3を踏まえて、ドクターヘリと消防防災ヘリの役割について、どのような整理が考えられるか。

●消防防災ヘリが出動する場合の考え方（案）について

- (1) ドクターヘリに出動要請があった際、複数（多数）傷病者の事案である場合。
- (2) ドクターヘリに出動要請があった際、別事案で出動中の場合。
- (3) 病院間搬送や県外への医師派遣や患者搬送を実施する場合に、消防防災ヘリまたはドクターヘリに出動要請を行う。
- (4) 救助やドクターヘリで着陸できない現場（山間地、海上、川原など）への出動や救急患者を救出（吊上）する場合。